

新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国、都道府県、市町村が策定するものであり、本市においては、2016年(平成28年)3月に尾道市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定した。今般の政府行動計画及び広島県行動計画の改定を踏まえ、感染症危機でより万全な対応を行うことを目指し、平時からの備えの充実や、感染症有事におけるまん延防止等の具体的対策の強化を図るため、現計画を改定するものである。

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

- 1 感染症危機を取り巻く状況
- 2 市行動計画の位置づけと対象となる感染症
- 3 市行動計画の策定及び改定

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 1 基本的な戦略
- 2 基本的な考え方
- 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点
- 4 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担
- 5 新型インフルエンザ等対策の対策項目
- 6 市行動計画の実効性を確保するための取組等

第3章 新型インフルエンザ等対策の各項目の考え方及び取組

- 1 実施体制
- 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- 3 まん延防止
- 4 ワクチン
- 5 保健
- 6 物資
- 7 市民生活・市民の社会経済活動

1 平時の準備の充実

感染症危機への対応には、平時からの体制づくりが重要である。このため、実践的な訓練の実施による点検や改善、ワクチン接種体制の構築や物資の備蓄、市内部及び県や関係機関との連携強化など、平時の備えの充実を図る。

2 対策項目の拡充と横断的視点の設定

保健所が設置されていない本市においては、現計画の対策項目を6項目から7項目に拡充し、リスクコミュニケーション等についての記載を充実するとともに、人材育成、国や県等との連携など、複数の対策項目に共通する横断的な視点を設定し、各種対策項目の取組を強化する。

3 幅広い感染症に対応する対策の整理及び柔軟かつ機動的な対策の切換え

新型インフルエンザに加えて、新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定して対策を整理するとともに、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえながら、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

4 実効性確保のための取組の推進

国が政府行動計画に基づき実施する地方公共団体等をはじめとする関係機関との訓練やフォローアップ等を活用する。

1 感染症危機を取り巻く状況、2 市行動計画の位置づけと対象となる感染症

新型インフルエンザ等対策特別措置法の目的等を記載

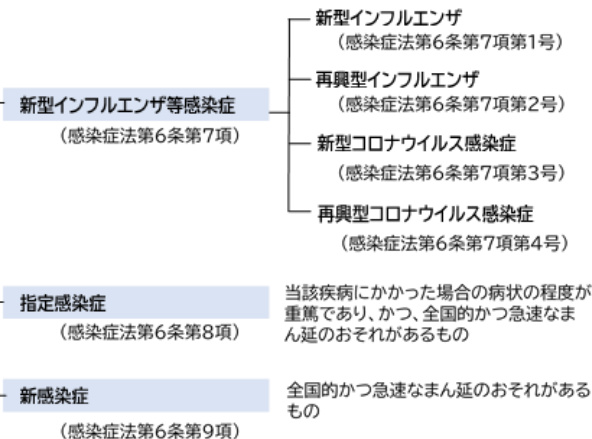
□ 特措法の目的

病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

□ 特措法の対象となる感染症

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるもの。

新型インフルエンザ等
(特措法第2条第1号)



3 市行動計画の策定及び改定

本市においては、2016(平成28)年3月、政府行動計画、県行動計画で定められた事項を踏まえ、「尾道市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成。



- ・新型コロナ対応での課題
- ・幅広い呼吸器感染症への対応

新型コロナ対応の経験も踏まえ、2024(令和6)年に政府行動計画が、2025(令和7)年3月に県行動計画が改定されたことを踏まえ、本市においても行動計画を改定する。

感染症に的確に対応するためには、国・県の対策と整合を図ることが重要であることから、行動計画の基本的な考え方や構成等については、政府行動計画、県行動計画に基づくものとする。

政府行動計画

国・都道府県・市町村が取り組むべき事項を記載

政府行動計画
に基づき作成

都道府県行動計画

都道府県・市町村が取り組むべき事項を記載

都道府県行動計画
に基づき作成

市町村行動計画

市町村が取り組むべき事項を記載

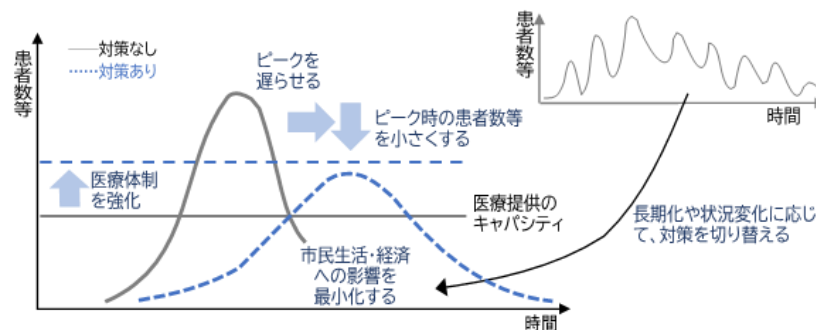
1 基本的な戦略

1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備等のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負担を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制の許容量を超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2 市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切換えを円滑に行うことにより、市民の生活及び社会経済活動への影響を軽減するとともに、安定を確保する。
- 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- 業務継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



2 基本的な考え方

特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症等が流行する可能性を想定。

- 準備期…感染症危機に備えた取組を実施
- 初動期…新型コロナウイルス等の特徴や事態の推移に応じて、迅速かつ柔軟に対応
- 対応期…4つの段階に分け、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える

発生段階	定義
準備期	新型コロナウイルス等の発生を探知する以前まで
初動期	新型コロナウイルス等の発生の探知後、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実効されるまで
対応期	● 封じ込めを念頭に対応する時期 ● 病原体の性状等に応じて対応する時期 ● ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ● 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

- ☐ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切換え
 - ・可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切換え
 - ・状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切換え
 - ・市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有 等
- ☐ 基本的人権の尊重
 - 特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。
- ☐ 危機管理としての特措法の性格
- ☐ 関係機関相互の連携協力の確保
- ☐ 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応
- ☐ 感染症危機下の災害対応
- ☐ 記録の作成や保存

4 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

国、県、本市等の役割を記載

5 新型インフルエンザ等対策の対策項目

取組を効果的にすすめるため、7の対策項目を記載

対策項目			
①実施体制	②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	③まん延防止	④ワクチン
⑤保健	⑥物資	⑦市民生活・市民の社会経済活動	

6 新型インフルエンザ等対策の対策項目

- ☐ EBPM(エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング)の考え方に基づく施策の推進
- ☐ 多様な主体の参画による実質的な訓練の実施
- ☐ 定期的なフォローアップと必要な見直し
- ☐ 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

対策項目(※準備期の取組を記載)

①実施体制	②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	③まん延防止	
◆事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進できるよう、関係機関の役割を整理するとともに、連携を強化する ≪準備期≫ ◇ 行動計画等の作成・見直し ◇ 実践的な訓練の実施 ◇ 体制整備・強化 ◇ 関係機関との連携強化	◆正確かつ適切な情報の提供により、市民等が適切に判断・行動できるようにする ≪準備期≫ ◇ 市民等への感染症に関する情報提供・共有 ◇ 偏見・差別等や偽・誤情報に関する啓発 ◇ 情報提供・共有の体制整備、双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進 ◇ 感染症の発生状況等に関する公表項目	◆感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収める ≪準備期≫ ◇ 対策強化に向けた理解及び準備の促進等	
④ワクチン	⑤保健	⑥物資	⑦市民生活・市民の社会経済活動
◆ワクチン接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぎ、医療提供体制が対応可能な範囲内に収める ≪準備期≫ ◇ ワクチン接種に必要な資材の確保 ◇ ワクチンの流通に係る体制の整備 ◇ 接種体制の構築 ◇ 予防接種やワクチンへの理解を深める情報提供・共有 ◇ DXの推進	◆地域の感染状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する ≪準備期≫ ◇ 保健所業務の応援体制の整備 ◇ 研修・訓練等を通じた人材育成	◆感染症対策物資等を確保し、医療、検査等を円滑に実施する ≪準備期≫ ◇ 感染症対策物資等の備蓄等	◆必要な支援・対策の実施により、市民生活及び経済への影響を最小化する。 ≪準備期≫ ◇ 情報共有体制の整備 ◇ 支援の実施に係る仕組みの整備、支援等の準備 ◇ 物資及び資材の備蓄等 ◇ 火葬能力等の把握、火葬体制の整備